

目 次

1 保険契約時の義務

- a 告知義務
- b 他の保険契約の通知義務
- c 贈与行為に関与しない旨の宣誓義務
- d 保険料の納付義務

2 保険契約後の義務

- e 輸出契約等の内容の変更等の申請義務
- f 決済金額及び決済期限確定の通知義務

3 事故発生等に係わる義務

- g 指示に従う義務
- h 債権保全義務
- i 損失の防止軽減等の義務
- j 回収義務
- k 保険者への権利譲渡義務
- l 填補割れ部分の委任義務
- m 調査に応じる義務

4 事故発生等に係わる各種通知義務

- n 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務
- o 損失発生等の通知義務
- p 入金のお知らせ義務
- q 回収金納付通知書の提出義務
- r 回収義務の履行状況の報告義務

5 付録

- s 保険の目的の譲渡に係わる申請義務
- t 保険金請求期間に係わる猶予期間の申請

本欄は、NEXIの解釈が必ずしも確立していないと思われる事項について、私の個人的見解を示したもので、NEXIが本解釈を認めるとは限りませんが、議論の叩き台として理論構成を参考にして頂ければと思い、プロ用に掲載しているものです。

貿易一般保険の「被保険者の義務」について

保険契約には被保険者に様々な義務が課されているが、義務の範囲やそれを守れなかった場合の取扱い、元来がケースバイケースで判断されるべきものではあるが、それにしても現状はあまり明確にされていない。約款の条項に違反したときは「保険金を支払わないことができる」と書いてあるが、「できる」はどんな場合に適用されるのか、乱用されることはないのか考えてみたい。

考えるにあたって、以下の点に着目して頂きたい。

- ① 約款に「・・・しなければならない」と規定されている「被保険者の義務」は、そのすべてにおいて、保険の填補を受ける権利を維持確保するための義務であって、保険証券を破り捨てる覚悟があれば、約款に規定されている義務を履行しなくても、罰則もなければ、当該保険契約の保険金の支払を受けることができない(または保険金を返還しなければならない)こと以上の負担が申し掛かることはなく、被保険者が保険者から損害賠償請求を受けることなど絶対にならない。
- ② 但し、包括保険特約に基づく保険契約の場合には、保険契約上の義務の他に、包括保険特約上の義務がある。すべての取引に対して付保することを前提として割安の料率を享受しているのであるから、追加保険料の支払を要する変更事項に関しては、申告する義務がある。
- ③ 各種の通知義務は、期限がある以上遅れても良いということでは決してないが、遅れたことに起因して発生する保険契約上の不利益は負担するとしても、遅れたこと自体を以って権利がなくなるというのは多分に感覚的であり、合理性にかけている。
しかしながら、通知を敢えてしないことによって被保険者自身が得をすることも、基本的には無いと心得ておくべきである。被保険者と保険者がコミュニケーションを取り合うことによってより良い道が開けてくるので、義務であろうがなかろうが、通常と異なる事象があったなら通知をするよう心掛けることが望ましい。

1 保険契約時の義務

a 告知義務（約款第21条）

貿易一般保険約款には告知義務自体の規定が無く、運用規定にもないが、いきなり「告知義務に違反した場合は保険契約を解除することができる」と規定している。約款の建付けとしては違和感がある。

昔は「包括保険には告知義務がない」と明示されており、個別保険の申込書にのみその記入欄があった。現在は個別保険の申込書にも欄がないが、「包括個別を問わず告知義務は存在する又は存在しない」と改める旨の発表も聞いたことがない。

「告知義務」は商法にも規定されており、保険である以上告知義務自体を否定している筈はないが、貿易保険の性格上、実質的には告知義務が無いのと同じであるか否かの問題である。

生命保険のように保険の目的に係わる状態が被保険者にしか分からないものと違って、貿易保険においては、非常危険は殆どすべてが周知の事実から成立っており、且

つ政府系保険機関である NEXI の方が企業よりも広く情報を持っているので、どんなに危なそうな国でも、保険の引受が行なわれている限り、告げるべき事項は事実上存在していないし、この捉え方は定着していると考えられている。

信用危険についても、他ならぬ保険者自身が評価したバイヤーの格付並びに与信限度額に基づき引受の可否が決定されるのであるから、制度の仕組み上自ら進んで告知する義務は実質的には無いという考え方もある。

保険者の情報入手が遅く、被保険者のみが知っている場合もあるが、例えば、輸出契約締結後付保申込までの間にバイヤーが会社更生法の申請をしてしまった場合、「会社更生法申請」は「損失を受けるおそれのある重要な事実」に該当することは明らかなが、告知しなくても、「事故事由発生日が保険責任開始前であるから填補対象にならない」という仕組みになっているので、告知義務違反として位置づけるべきものなのかという疑問がある。

従って、保険契約時に告知しなければならない「損失を受けるおそれのある重要な事実」とは何か。すこしでも不安な要素はすべて該当するということは有り得ないから、その範囲を定義付けるのは極めて難しい。過去にこの問題をテーマに経産省・NEXI と業界で議論したこともないので、NEXI の解釈が確立してはいないと思われるが、とりあえず、本欄ではここまでで止めておき、更なる議論は別の場に譲ることとする。

b 他の保険契約の通知義務（約款第 12 条・30 条）

多重に保険をかけて、損失額以上の保険金を得た場合には、「他の保険契約の通知義務違反」というよりも「不当利得」として詐欺にあたるし、約款上も法律上も超過保険部分が支払われることはないが、超過していない場合は、通知しなかったからといって、正当な保険契約が無効になったり、免責になったりすべきものではない。

しかしながら、NEXI のカバーの足りない部分を黙って民間保険にかけたりすると、事故後の回収局面でややこしいことになるので、NEXI にも民間保険会社にも納得づくで引受けて貰う必要がある。（NEXI のカバーの足りない部分を民間保険にかけることは禁止されているという話は嘘であって、技術的にも可能であるが、NEXI も民間保険会社もあまり歓迎はしていない。但し、始めから NEXI と民間保険会社が協調してリスクを分担して引受けようとして取組む場合は別である。）

同じ NEXI の保険の中で他の種目の保険がかかっている場合、効率的に付保するには他の保険契約を通知する必要があるし、消費財包括保険で足りない部分を個別保険に上乗せ付保する場合は、料率の割引があるので、申告しないと損をすることになる。

c 贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務（約款第 22 条の 2）

宣誓することの義務のような言い方だが、外国公務員に対する贈賄行為に関与していないことが引受の前提条件である。OECD における合意に基づき、NEXI の貿易保険においても、輸出者またはその代理人が当該案件の受注に関連して贈賄行為があった場合、当該輸出契約に係わる貿易保険（銀行を被保険者とするバイクレ保険も含まれる）は引受けられない。既に保険契約が締結されていても保険金が支払われないこととなる。

d 保険料の納付義務（約款第 23 条）

保険契約は保険料の支払を以て有効になる。保険料支払債務と保険金請求権とは別個の権利義務ということにはならない。納入期限までに納付しなかったら自動的に保険契約が無効になる訳ではないが、高率の延滞金利を徴収される(昔の規定のままなので、年率 10.95%=日歩 3 銭である)。支払わなければ、保険契約が解除されることもある。

保険料の納入期限を失すると、延滞金利の負担だけでなく、手続き的に面倒なことになるので、社内処理ミスを起こさないよう注意が必要である。

2 保険契約後の義務

e 輸出契約等の内容の変更等の申請義務（約款第 22 条）

- ① 輸出等契約に重大な変更が生じた場合には、期限内に変更の承認を得るための申請をしなければならない。保険は輸出契約に付いているのであるから、輸出契約と保険契約とが一致していない状態で事故が発生した場合には、保険契約が失効しててん補を受けられない場合もある。

「保険期間の延長」であっても「それ以外の契約条件の変更」であっても「重大な変更」に該当する項目は、定められた期限内に申請した場合には、たとえ申請前に事故が発生していたとしても承認されなければならない。そもそも変更申請は事前に行なうことができないので必ず事後申請になるが、期限内であっても申請前に事故が発生したら免責となったのでは保険制度が成り立たない。但し、期限を 1 日でも失った場合には、「事故後の変更申請」(注)となり、承認されないので十分な注意が必要である。

定められた期限内に変更申請しても、申請前に事故が発生した場合には、変更申請は認められないとする解釈があるかの如く言われているが、それでは期限を定めている意味がなくなってしまうし、過去に、期限内であれば有効である旨の解釈が発表された実績もある。

(注) ここで間違えてはいけないのは、一般に「事故後の変更申請は不可」と言うのは、もし保険契約が変更されていたならば填補されるものを、事故後(且つ申請期限後)に、填補し得るような保険契約に「修復」することが認められないのであって、保険契約を「維持継続」することが認められないということでは決してないということである。

例えば、Provisional Acceptance Certificate の発行が遅れてレテンションの決済期日が保険期間(Allowance 期間も含めて)を超えていたのを忘れてしまっている状態で、その後 PAC が発行されて代金を請求したら、相手国の外貨規制により送金されないという事故が発生した場合、事故後に保険期間を延長して決済期日が保険期間内にあるように修復しようとしても、「事故後の変更」だから認められない。

しかしながら、信用危険不担保の保険契約であって、原決済日にバイヤーの事情で決済が遅延した場合に、いざ送金しようとしたときの非常危険を想定して、決済期日後に非常危険のみ保険契約を延長する場合は、まったく意味が違ふ。元々非常危険事故は発生していないのだから、「保険契約の維持継続」であり「事故後の修復」には当たらないし、もしここで梯子を外してしまったら保険制度が機能しないことになる。この辺が混同されがちで、よく揉めるようである。

② 重大な変更の承認基準

決済方法の変更や増額変更などの「保険期間の延長以外の契約条件の変更」の承認基準は、変更申請日における引受基準が適用される。

例えば、決済方法を L/C から D/A に変更する場合、保険契約時のバイヤー格付が何であれ、変更申請時のバイヤー格付に基づき引受の可否が決められる。また、保険契約時は D/A 決済でも引受けられる国であったとしても、変更申請時に L/C 条件国になっていれば変更は承認されない。

増額変更は、「増額新規」という言葉でも分かるように、増加額部分に対して新規に保険契約するのと同じなので、当然に変更申請日における引受基準が適用される。ここで注意したいのは、増額の結果、合計の契約金額が当該国の金額制限を超える場合には、原則として全体が不承認になることである。

一方、「保険期間の延長」は変更申請時の引受基準に関係なく承認される。

L/C が遅れているので船積期日が延びてしまう場合、相手方の確認が取れないので検収時払いやレテンションの決済がズルズルと延びてしまう場合など、「保険期間の延長」は保険契約時の引受基準にも、変更申請時の引受基準にも関係なく承認される。「決済期間 1 年内」の制限もズルズル延びの延長には関係がない。①同様、もしここで梯子を外してしまったら保険制度が機能しないことになるので、これまでも認められてきたが、この辺も、明確に確立していないかもしれない。

尚、延長申請に際して、NEXI は、相手方との期日の変更合意書を求める傾向にあるようだが、ズルズル延びの場合には、その趣旨からして合意書を交わすことは絶対にならないものであるから、状況を説明する文書により申請することとなる。仮に嘘をついて延長した処で有効ではないし、NEXI として何かを防ぐ意味もまったく無いので、エビデンスを取ること自体が無用であるが、運用は確立していない。

f 決済金額及び決済期限確定の通知義務（約款第14条）

嘗ては、船積終了後、実際の決済金額及び決済期限に基づいて保険料を精算する方法が多用されていたが、簡素化の観点から、現在では、貿易一般保険で決済金額及び決済期限が確定した時に通知を必要とするのは、サブクレ案件だけとなっている（バイクレ保険（貿易代金貸付保険）も必要）。

なお、エスカレーション条項付きの契約の場合、本項の対象ではないが、エスカレーション金額が確定したら内容変更として精算することになっており、趣旨は同じである。

3 事故発生等に係わる義務

g 指示に従う義務（約款第 13 条）

「日本貿易保険は、貨物の製造、輸出、販売、賃貸及び技術等の提供に関し指示をすることができ、被保険者はこれに従わなければならない。」としか書いていない。

一見「積むな」という指示を出す権利のように思われがちだが、そもそもの起源は、船積をしても決済されない虞が大きいので、被保険者が船積を停止しようとした場合に、新たな船積をしないとプラントが完成せず、これまで船積した部分の代金の支払が困難になるような場合に、保険者が、新たな船積分の代金回収リスクの填補を保証

して船積させることを想定した規定である。

「積むな」であっても「積み」であっても、その指示が合理的である限り、保険の填補を受けるためには、被保険者が保険者の指示に従うことは当たり前のことだが、被保険者が船積すべきか否か迷ったときは、本項を利用して「船積指示願い」を提出し、船積の可否の判断を委ねることができる。指示を求められたら保険者はその可否を指示する義務がある。但し、そのためには持ち得るすべての判断材料を提供しなければならない。「被保険者の判断で」という回答は有り得ない。

なお、船積不能事故として填補することを前提として、貨物の製造・船積を中止することが求められた場合に、行政指導ではないのだから、保険の填補を放棄して船積を継続することまでも禁止される訳ではない。

h 債権保全義務（約款第 15 条）

「債権保全義務」という表題で「被保険者は、他の債権における注意と同様の注意をもって輸出契約等に係る債権の管理保全に努めなければならない。」とのみ書かれている。文言自体には問題ないが、NEXI では「債権保全義務」を事故発生前の義務と位置付けているが、未だ事故が発生してもいないのに講ずる債権保全措置とはどんなものが有り得るのか想像がつかない。これは所謂「善管義務（善良なる管理者としての注意義務）」なのであって、「債権保全義務」という表題は適切ではないように思う。善管義務は契約全体に適用されるものであり、損害保険契約の根底に流れている考え方なので、特段の義務が追加されている訳ではなく、保険がかかっていない場合と同様の合理的な対応をしていればそれで良い。

i 損失の防止軽減等の義務（約款第 18 条）

「善管義務」と「損防義務（損失の防止軽減等の義務）」とは本質的に異なる。「損防義務」は事故が発生した時以降に適用される義務であり、1 円でも損失をミニマイズするために積極的に方策を講ずる必要があり、「善管義務」よりも強い義務である。

事故発生以前にあるのは「善管義務」だが、「善管義務違反」を問うことは即ち「故意または重大な過失」による損失の発生であったか否かを問うことであり、よほどいい加減なことをしない限り、「善管義務違反」とはならない。一方、「損防義務」は合理性に欠けていれば違反となり、「故意または重大な過失」の存在を要件としない。

しかしながら、何でも「損防義務」で片付けられてしまう傾向があり、解釈が曖昧になっているが、両者を明確に区分する必要がある。

「善管義務」と「損防義務」を区分する代表的な例が、既存の債権に期日不払いが発生している状態で、新たな船積みをした場合の取扱いである。「損防義務」は、既に OverDue になっている債権の回収に係わる義務であって、これから積もうとする部分は未だ事故が発生している訳ではないので、新たに船積みした分の代金が払われなかった時に問われるのは「故意または重大な過失」によって引き起こされた事故ではないかという点である。

相手が代金を払えない状態であることを知りながら新たに船積みする訳だから、敢えて船積することを選択する合理的根拠が必要である。合理性の判断基準は、保険がか

かっていなかった場合において、善良なる管理者としては如何なる選択をすべきであったのかにある。要するに、保険がかかっていなくても当然積むに違いないという場合は「故意または重大な過失」は無かったことになり、積むことを選択する論拠に乏しい場合は「故意または重大な過失」によって引き起こされた損失ということになる。「損防義務違反」という位置付けは正しくない。

「損防義務」が保険事故発生時以降に適用される義務であることは概ね確立した解釈であるが、もし既存債権が無付保債権であった場合、保険上の損防義務が課せられることはありえないが、「代金を払えない状態であることを知っている」という事実が変わりはないので、「故意または重大な過失」の有無が問われることになる。「損防義務違反」では説明がつかないことは理解頂けるものと思う。

j 回収義務（約款第 34 条）

「回収義務」も事故発生以降に生ずる義務であり、「損防義務」と同質のものなので、「損防義務」と「回収義務」を別に捉える必要はない。強いて言えば保険金の支払前と後とで言い方が変わるだけである。（約款上厳密に言うと、保険金請求書提出前と後との区分になる。）

約款の基本的な造りとしては、被保険者は保険金の支払を受けた後も、自ら回収に努めなければならないことになっている。但し、希望すれば、保険者にすべてを委ねることができる（輸出手形保険は保険者回収が基本形）。

「回収義務」と言っても、当然のことながら「全額回収する義務」ではない。「全額回収できるよう最大限の努力をする義務」である。努力をしても取れない場合には「終了認定」される。NEXI に委ねた場合にはその時点で被保険者の回収義務は終了する。当然下述「回収義務履行状況報告書」「回収金納付通知書」の提出義務もなくなる。

保険者に回収を委ねた場合であっても、回収金の分配は被保険者が回収した場合とまったく差異はない。例えば 90% 填補の場合は、回収金は保険金支払日以降の延滞金利を含めてすべて 90：10 に分配し、回収に要した費用も 90：10 で負担する。（保険金支払日以前の金利は基本的には被保険者が取得できるのだが、制度の歪みがあって必ずしもそのまま被保険者に分配されないこともある。）

保険者に委ねると言っても NEXI 自身が回収にあたる訳ではなく、サビサーと称する回収専門業者に成功報酬ベースで委託する。サビサーに支払う報酬は高率なので、落度なく回収業務を遂行できる被保険者は、回収できるうちは自らの手で回収し、困難になったら保険者に委ねるという方が、被保険者にとっても保険制度全体の運営の点でも得策である。自信のない被保険者は始めから「保険者回収」を選択した方が無難である。

なお、今後も当該バイヤーと L/C 決済で取引を継続する予定がある場合は、「被保険者回収」を選択することになるだろうが、その場合は、温情による手緩い取立てとなることのないように注意しなければならない。

但し、貿易保険債権は、一般的には無担保債権であり、債務不履行を起こすまでに悪化したバイヤーの資産はその殆どが銀行などの担保として取られていることが多いので、法的措置を取っても得るものが少ないことが多い。従って、斯かる制約のなかで最善の措置を模索していくことになる。

k 保険者への権利譲渡義務（約款第 33 条・34 条 3 項）

保険金の支払を受けたら、売買契約上被保険者がバイヤーに対して有している代金等の請求権のうち、保険金の支払を受けた部分については、商法上も約款上も、「保険代位」として自動的に保険者に移転することになっており、何ら手続きを要しない。従って、代位による権利譲渡そのものは「義務」という概念ではない。但し、填補割れ部分に係わる権利は、いかなる場合であっても保険者に権利が移転することはない。

しかしながら、債務者たるバイヤーは、日本国内で債権者が保険金の支払を受けたか否か知り知らないことであって、表面上は依然として、被保険者がバイヤーに対して請求権を有していることになっているので、保険者が代位取得した権利を自ら行使しようとする場合には、バイヤーの住所地法において、保険者が代位権を行使することについて、相手方並びに第三者に対する対抗要件を具備しなければならない。この部分が「義務」である。具備するために何が必要かは相手国によって異なる。

保険者が代位取得した権利を自ら行使するケースは、

- ① パリクラブ等の G - G リスケ(政府間リスケジュール)の場合
- ② 保険者が権利行使を自ら行う必要があると判断した場合
- ③ 被保険者が「保険者回収」を希望し、NEXI が認めた場合

に分類されるが、被保険者が対抗要件の具備の手続きを取るのは、②③の場合である。

1 填補割れ部分の保険者への委任義務（約款第 34 条 3 項・35 条 2 項 3 項）

法律上は、保険者が持つ保険金支払部分の債権と、被保険者が持つ填補割れ部分の債権とは独立別個の権利であるが、元々は一つの債権だったので、保険者が代位請求権を行使する場合には、マイナーな填補割れ部分に係わる請求権の行使を保険者に委ねて、保険者が一括して請求権を行使するのが原則であり、保険者が委任を求めたら、拒否する合理的な理由がない限り、委任することは「義務」である。保険者が経済合理性に反する回収手段を講ずることは考えられないので、委任しないというケースは通常は起きない。

尚、特殊な事情から、最初から填補部分と非填補部分に分割して、それぞれが権利行使をした前例はある。

俗に「回収を保険者に委任する」と言い方をするが、保険金支払部分は保険者の権利なので、権利のない被保険者が権利を持っている保険者に「委任」することは有り得ない。「委任」するのは填補割れ部分の債権についてであるが、この辺は正確に区分せずに使われていることが多い。

m 調査に応じる義務（約款第 20 条）

調査に応じる義務とは、平たく言うと「嘘や誤魔化しをしていないことを証明するための義務」であり、保険求償局面での義務である。包括保険の付保漏れがないかどうかの調査は、特約書上の義務なので、趣旨は同じだが本項の対象ではない。

例えば、代金回収不能事故が発生した場合、保険がかかっていない債権を優先的に回収して、保険がかかっている債権を恣意的に事故にしていなかったとか、既存の債権の決済が遅延したままの状態であるにも拘らず、それを無視して船積したものではないかとかを調べるために、前後の取引をすべて報告することを求められた場合には、そ

の調査に応じる義務がある。

理論上立入調査をすることもできなくはないが、実際には、説明し、エビデンスを提出することによる対応である。

但し、第20条(調査に応じる義務)第2号「被保険者は、日本貿易保険が輸出貨物等、予定航海等、技術等の提供、輸出契約等、供給契約又は代金等に関し、輸出契約等の相手方に対し、調査、報告又は資料の提出を求めることが必要と認めた場合、当該調査、報告又は資料の提出が円滑に行われるよう日本貿易保険に協力しなければならない。」は、NEXIが債権代位し、且つ填補割れ部分についても委任済であったとしても、被保険者にはNEXIの回収行為に協力する義務があることを謳ったもので、内容的には問題ないが、「調査に応じる義務」に一括りにすることには違和感がある。

4 事故発生等に係わる各種通知義務

n 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務（約款第16条）

「損失を受けるおそれが高まる事情」の発生とは、そのこと自体は、保険事故でもなく、契約内容の変更でもないが、事故に結びつく虞が高い事象、例えば、支払人たるバイヤーに異変はないが保証人であるL/G発行銀行が倒産したとか、プロファイ案件における信用補完措置としてのエスクロウ勘定が禁止された場合などを言う。支払人たるバイヤー自身の資金繰りの悪化や債務超過などの情報により、決済期日を迎えても支払われないおそれが高まったという事情を通知する条項ではない。該当する事象は手続細則に列挙してあるので、それ以外は通知する義務はないが、事故に結びつく虞がある場合、相談をすると本項を利用して報告を求められる傾向があるようだ。

尚、「相手方の破産」が列挙事由に含まれているが、私見としては、「倒産」ではなく「破産」であるならば、決済期日前であっても紛れもなく「事故発生」であり、規定は間違っていると思っている。輸出手形保険においては、満期日前の破産は事故発生と明記されており、法的にも経済通念上も事故であることは疑いの余地がない。

通知期限は、危険/損失発生通知書と異なり、発生を知った日から15日以内となっている。事故発生通知よりも期限が短いことに合理的理由があるか疑問だが、事故発生後の損防義務と同様、もし対処策があるとすれば素早く対応する必要があり、分からなければ保険者の指示を仰ぐ意味で、早く伝えるに越したことはない。通知が15日を越えたというだけでは、保険金請求の権利に影響を与えることはない。

なお、危険発生通知書は3ヶ月経てば自動的に損失発生通知書に置き換わるが、事情発生通知書は危険/損失発生通知書とは別種のものである。

o 損失発生等の通知義務（約款第17条）

保険の填補を受けるためには、「事故」が発生したら速やかに通知する義務があるのは当然である。文書名は「損失発生通知書」と「危険発生通知書」とに別れているが一括りにして「事故発生通知書」と捉えた方が分かり易い。「相手方の3ヶ月以上の履行遅滞」事由の場合、決済期限から3ヶ月経過しないと「保険事故」とはならないことから、期日に支払われなかったら「危険発生通知書」という名称の通知を出すことになっているが、売買契約が履行されない事態が発生したら、非常危険か信用危険か

に関係なく、売買契約上は「事故」が発生しているので、「事故発生通知書」を提出する必要があります。「事故」が発生した日から「損防義務（損失の防止軽減等の義務）」が発生する。（過去には、「相手方の3ヶ月以上の履行遅滞」事由の場合は、3ヶ月を経過して「保険事故」となった日から「損防義務」が発生するので、その間に費やした費用も「回収に要した費用」とは認められないという誤った解釈が存在したが、今は解消されている。）

「事故発生日」は、船積不能事故は船積期日が、代金回収不能事故は決済期日が原則であるが、戦争などで期日が来る前に事故となる場合もありうる。

尚、約款上の通知期限は、「損失の発生を知った日から原則として1ヶ月以内」となっているが、手続細則によって「45日以内」と書き換えられている。これは、相手が本当に払えないのか事務処理上の理由なのかの見極めが必要なこと、決済期日をきちんと守る意識に欠けている国・バイヤーがあること、外貨建て決済の場合に代金受領口座への着金が必ずしも速やかに確認できるとは限らないことなどから、それまで「2か月以内」となっていた期限を「原則として、1ヶ月以内」と改めた際の現実的な措置として「当分の間45日以内」としたものである。

期日を失すると不利益が生ずることもあるが、通知日が期限を過ぎたからと云って保険金請求権が消滅する訳ではない。通知期限の逸脱と保険金請求権とは別次元の問題である。

しかしながら、NEXIは、代金決済が一定期間以上遅滞したバイヤーについては、当然に格付を落とし、以後信用危険の引受は止めるので、既存債権の事故発生通知を失念したり、意図的に通知しなかったりして締結した新たな保険契約は、たとえ信用危険保険料を支払っていたとしても免責となるとされている。

また、事故発生通知を怠ったことにより当該バイヤーの格付が維持されている状態で、他の被保険者の保険契約が信用危険担保の条件で引き受けられてしまった場合であって、且つ当該案件が保険事故になってしまった場合には、他社に支払われた保険金相当額を免責とする取扱いがなされた例がある。このように、保険者に実害が発生した場合には、それ相応の免責措置が講じられるのは止むを得ないと考えられる。

p 入金通知義務（約款第19条）

事故発生の通知を行った後保険金請求書を提出する前に回収金があった場合には、都度1ヶ月以内に「入金通知書」を提出する必要がある。期限を失したからといって実害が生ずることはないが、保険者が状況を正しく掌握できるよう期日は守るよう心掛けたい。

保険金請求書提出後は、保険金支払までの間に一部入金があっても保険金支払額を減らすことはせず、一旦満額支払った後「回収金」として納付する建て付けになっているので、回収金があっても「入金通知書」は提出せず。保険金受領後1ヶ月以内に「回収金納付通知書」として提出することになっている。

但し、保険金支払までの間に満額回収した場合には、請求書を取り下げることは可能である。

q 回収金納付通知書の提出義務（約款第 34 条）

被保険者が相手方または第三者から回収金を取得したら、填補割合に応じた納付額を計算し、1 ヶ月以内に「回収金納付通知書」を提出しなければならない。通知に基づいて NEXI から「納入告知書」が交付されるので、期限までに納付することになる。

「回収金納付通知書」を期限内に提出しないと、提出期限からではなく、回収した日に遡って通知日までの延滞金利を支払わなければならない、且つ年率 10.95% という高率なので、期限を守らないと大きな損失を蒙ることになる。特に、保険金請求書提出後保険金支払までの間に回収した分は忘れがちなので注意しなければならない。

「納入告知書」の期限までに納付しなかった場合は、納付期限日から実際に納付する日までの期間に対する年率 10.95% の延滞金利となる。

r 回収義務の履行状況の報告義務（約款第 34 条）

保険金請求書提出した日以降（保険金受領日以降ではない）、3 ヶ月毎に「回収義務履行状況報告書」を提出する義務がある。但し、その間に「回収金納付通知書」を提出した場合は、「回収義務履行状況報告書」を提出したものとして扱われるので、提出日から 3 ヶ月毎のカウントとなる。

報告期日を守らなかったからといって、回収義務を忠実に履行している限りは、保険金を返還させられることはないが、回収が捗々しくなくても、回収義務を履行していることを NEXI に理解して貰うためには、報告は期日毎に行った方が得策である。

尚、保険金請求日から 2 年を経過したら、特段の変化がない限り、1 年毎の報告義務となる。

5. 付録

s 保険の目的の譲渡に係わる申請義務（約款第 37・38 条）

保険の目的たる輸出契約や代金債権を第三者に譲渡する場合、民商法的には債権を譲渡したらそれに付随する保険契約も付帯して譲渡されることになるが、NEXI の貿易保険の場合は被保険者の資格や包括保険制度などの種々制約があり、保険者が承認した場合以外は保険契約の譲渡が認められないことが明示されている。

従って、保険付きで債権を譲渡する場合には当然に事前に承認申請が必要であるが、代金債権を保険なしで譲渡する場合（且つ保険料の返還も求めない場合）には、通知する意味がないので義務は一切存在しないことは言うまでもない。

但し、保険金受領後に被保険者が有している填補割れ部分の債権については、被保険者が勝手に譲渡することは認められていない。（上記 j k 1 項参照）

t 保険金請求期間に係わる猶予期間の申請（約款第 26 条 2 項及び保険種毎の手続細則）

「保険金請求期間に係わる猶予期間の申請」は義務ではないが、申請期間が議論を呼んでいるようなので「請求書提出期限」の問題として付記する。

諸々の「義務」と違って保険金請求は「権利」なので、「権利の実行が遅くてはいけ

ない」という規定は本来要らない筈であって、商法で定める「2年」の時効よりも遙かに短い「9ヶ月」という請求期限を定めていることの合理性は甚だ疑問であるが、被保険者の中には損失防止軽減義務・回収義務をきちんと履行できない者も居るであろうことから、早く請求させることによって損失防止軽減義務違反が起きないための親心に基づく規定と受け止めることにしている（他の保険と違って、貿易保険の場合は時間の経過と共に事故の証明力が薄れていくという要素は殆どない。）。

保険金請求のための書類を整えたりする労力や、回収金に伴う報告などの義務はかなりの手間暇がかかるので、保険金を請求せずに済むのであれば、被保険者も保険者もそれに越したことはないし、そもそも被保険者はできる限り早く保険金の支払を受けた方が得であり、保険者はできる限り遅く支払う方が得なので、親心の必要がなく損失防止軽減義務・回収義務を全うできる被保険者の場合には、猶予申請があったら、期間を問わず自動的に承認されるべきである。

元々被保険者は、保険金を請求しようがしまいが、損失防止軽減義務・回収義務を履行し続けている筈なので、日本国内において保険金請求書を出すか否かは取立て行為には係わりのないことである。保険金を受け取ってしまってからでは、義務の履行が疎かになる虞は想像できるが、未だ保険金請求をしていないのだから、言われなくても努力するであろうことは疑う必要がない。

保険金請求を控える要因は、保険求償の手間暇の理由だけではない。損得比較において、もし満額回収されたなら、保険金請求を行なわない方が得だったという現象が起き得るのが現在の制度である。それは制度に歪みがあるからであって、本来なら、延滞利息も含めて満額回収できたならば、保険金の支払を受けて回収金を納付しても、相手方から満額回収しても、被保険者も保険者も結果がイーブンになるのが本来のありべき姿なのだが、そうならないのが現状である。従って、保険金請求猶予申請の理由として保険金請求を控えた方が得だからという事情が垣間見えたとしても、申請を承認しない理由にはならない。

もっと大きな要因として、じわじわと外貨送金が遅延している状況において、「非常危険事故の保険金請求をするとその国の引受が止まる」ので請求を差し控えるという考え方が昔からある。

但し、これは絶対の真理なのかというとそうではない。保険者が、支払の見込みが極めて薄いと判断した場合には、保険金の請求がなくても停止するであろうし、遅れ遅れでも支払の見込みがあると判断したのであれば、保険金請求書の提出があっても引受ができない訳ではない筈である。現に、中小企業は請求してもよいが大企業は請求を控えて欲しいといった取扱いが行なわれたこともある。言えることは、「保険金請求書が出たら引受を止めなければならない」のではなく、「保険金請求は引受停止判断の引き金になり易い」ということである。

以 上